環交第1467号

資料２-１

平成28年3月25日

　大阪府環境審議会

　　会　長　　奥野　武俊　様

大阪府知事　松井　一郎

大阪府における流入車対策及び大型車を中心とする

自動車環境対策の新たな取組について（諮問）

　標記について、貴審議会の意見を求めます。

（説　明）

　大阪府では、平成15年７月に策定した「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第２次）」の目標である二酸化窒素及び粒子状物質（以下「NO2等」という。）の大気環境基準をより早期かつ確実に達成するため、これまでの自動車環境対策に加え、平成21年1月から流入車規制を実施してきました。

　この規制は、対策地域外から流入する車については、環境負荷が低減された排出ガス基準に適合した車を使用するよう求めるもので、車両の運行者だけでなく、運送を委託する府内の荷主や旅行業者、駐車場等の施設管理者などにも適合車の使用に関する義務などを課す制度になっています。

　これまでの７年間で、約135万枚の標章（ステッカー）の発行、約４万台の立入検査、延べ642者の事業者指導を実施しました。その結果、対策地域外から流入する非適合車の割合は、規制前は17％（平成19年度）であったものが、0.8％（平成26年度）まで低下し、非適合の流入車による環境負荷は確実に低減しています。

平成25年６月には第３次総量削減計画を策定し、「平成27年度までに、NO2等の大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成する」という平成27年度目標に向け、流入車規制を含め、総合的に自動車環境対策を進めてきたところです。これらの取組により、大阪の大気環境は緩やかな改善傾向で推移しており、同計画の平成27年度目標は達成する見込みであります。

府としては、同計画に掲げる「平成32年度までに、対策地域全体で大気環境基準を達成する」という平成32年度目標をより早期かつ確実に達成することが重要と認識し、環境負荷の大きい大型車を中心とする自動車環境対策のより一層の推進に向け、新たな取組を検討する必要があります。

また、流入車規制については、非適合の流入車の割合が大幅に低下し、環境負荷が低減されてきたことから、このような状況を踏まえた効果的かつ効率的な流入車規制の手法を検討する必要があります。

つきましては、流入車対策及び大型車を中心とする自動車環境対策の新たな取組について、貴審議会の意見を求めるものです。